

## ○職員一般定期健康診断の検査（特定業務従事者健康診断の検査を兼ねる）項目ごとの対象者

検査項目	対象者
身長・体重・視力・聴力の検査 胸部エックス線検査、血圧の測定、尿検査	全員
喀痰検査	40歳以上の職員で喫煙指数が600以上の者、 または6月以内に血痰のあった者 ※喫煙指数＝1日のタバコの喫煙本数×喫煙年数
腹囲の検査、貧血検査、肝機能検査、 血中脂質検査、血糖検査、心電図検査	35歳の職員及び40歳以上の職員
便潜血反応検査	40歳以上の職員
C型肝炎抗体検査	次のいずれかの項目に該当する者で検査を希望する職員（過去に学内・学外を問わずC型肝炎抗体検査を受診したことのある職員を除く） ①平成5（1993）年以前に輸血を受けた者 ②長期に血液透析を受けている者 ③過去に大きな手術を受けたことがある者または妊娠・分娩時に多量の出血をしたことがある者 ④黄だんの症状がある者 ⑤過去の健康診断において肝機能検査（GOT, GPT, $\gamma$ -GTP）の異常を指摘されていたが、その後肝炎の検査を実施していない者 ※平成9年度以降に文部科学省共済組合で実施している人間ドックを受診した方については、検査項目にC型肝炎抗体検査が含まれていますので、受診する必要はありません。

## ○特定業務従事者健康診断の対象業務

労働安全衛生規則第十三条第一項第二号に掲げる業務に常時従事する労働者  
（第十三条第一項第二号に掲げる業務）

- イ 多量の高熱物体を取り扱う業務及び著しく暑熱な場所における業務
- ロ 多量の低温物体を取り扱う業務及び著しく寒冷な場所における業務
- ハ ラジウム放射線、エックス線その他の有害放射線にさらされる業務
- ニ 土石、獣毛等のじんあい又は粉末を著しく飛散する場所における業務
- ホ 異常気圧下における業務
- へ さく岩機、鉋（びょう）打機等の使用によつて、身体に著しい振動を与える業務
- ト 重量物の取扱い等重激な業務
- チ ボイラー製造等強烈的な騒音を発する場所における業務

- リ 坑内における業務
- ヌ 深夜業を含む業務\*
- ル 水銀，砒(ひ)素，黄りん，弗(ふつ)化水素酸，塩酸，硝酸，硫酸，青酸，か性アルカリ，石炭酸その他これらに準ずる有害物を取り扱う業務
- ヲ 鉛，水銀，クロム，砒(ひ)素，黄りん，弗(ふつ)化水素，塩素，塩酸，硝酸，亜硫酸，硫酸，一酸化炭素，二硫化炭素，青酸，ベンゼン，アニリンその他これらに準ずる有害物（エチレンオキシド、ホルムアルデヒド等）のガス，蒸気又は粉じんを発散する場所における業務
- ワ 病原体によつて汚染のおそれが著しい業務
- カ その他厚生労働大臣が定める業務

※深夜業を含む業務：1週間に1回以上、又は1ヵ月に4回以上、午後10時から午前5時までの間に勤務している時間がある業務

※常時：上記イ～カのいずれかに業務として年度を通して1週間に1回以上定期的に従事する場合をいう。（従事する頻度が年に数回程度のものであれば常時には当たらない。）

※特定化学物質第2類物質ホルムアルデヒドを常時取り扱う職員については、この健康診断を受診することが定められている。歯科医療、病理学的検査等、解剖実習等に関しては、平成20年11月19日付け厚生労働省労働基準局安全衛生部長通知により対象者名簿の整理を行なうこと。

※構成員500名以上の事業場で第十三条第一項第二号に掲げる業務のうちイ、ハ、ニ、ホ、ヲの業務に30名以上を常時従事させる場合は衛生管理者のうち1人は衛生工学衛生管理者免許を受けた者から選任する。